

新潟大学人文・法・経済科学部同窓会会則

(名称及び本部)

第1条 この会は、新潟大学人文・法・経済科学部同窓会（以下「本会」という。）と称し、通称名を青松会とする。

2 本会の本部を新潟県新潟市に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流、親睦と共助を図り、新潟大学人文学部、法学部及び経済科学部（以下「本学部」という。）並びに新潟大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業及び事業年度)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 総会の開催
- 二 会員情報の整備及び管理
- 三 会報の発行
- 四 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

一 通常会員

- ア 本学部を卒業した者
- イ アを除く本学部に関連する大学院を修了した者
- ウ 本学部又は本学部関連大学院に在籍したことがある者

二 準会員

- ア 本学部の在籍者
- イ 第一号アを除く本学部に関連する大学院の在籍者

三 特別会員 本学部の教員

2 前項第一号中イ及びウ並びに第二号中イの会員は、当該規定に該当する者から入会の申請があり、常任理事会の議決により、これを承認することとされた場合に限る。

(入会金及び会費)

第5条 前条に規定する会員のうち、特別会員を除く会員は、入会の際入会金を納入し、通常会員は、毎年度会費を納めるものとする。

2 前項に規定する入会金及び会費の額は、理事会で決定する。

(支部の設置)

第6条 会員が多数居住する地域、又は所属する事業所に支部を置くことが出来る。

2 前項に規定する地域又は事業所において、第2条の目的のために設立された団体を同

項に規定する支部とみなす。

(役員及び会計監事の設置)

第7条 本会に次の役員及び会計監事を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理事 40名以上50名以内
- 四 支部長 各支部に1名
- 五 事務局長 1名
- 六 会計監事 2名

2 第6条第2項の規定により支部とみなされた団体の代表者を支部長とする。

(役員及び会計監事の選任)

第8条 前条第1項中第四号を除く役員及び会計監事は、総会の議決により、会員の中から選任する。

2 役員又は会計監事たるにふさわしくない行為があると認められるときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(任期)

第9条 第7条第1項中第4号を除く役員及び会計監事の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、会長又は副会長について、その年齢が総会招集日において満75歳に達している場合は選任しないものとする。

2 補欠として選任された役員又は会計監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

3 第1項に規定する役員及び会計監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお従前の権利義務を有する。

4 第7条第2項に規定する支部長の任期は、当該団体で定められた期間とする。

(役員の職務及び権限)

第10条 会長は、会務を統括して本会を代表する。

2 会長は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会及び常任理事会に報告しなければならない。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ総会の承認を得て指名された副会長が会長の職務を代行する。

4 理事、支部長は、それぞれ理事会、常任理事会を構成し、会務を処理する。

5 事務局長は、本会の予算及び事業を執行するほか、総会、理事会、常任理事会及び委員会に関する事務を併せて行う。

(会計監事の職務及び権限)

第11条 会計監事は、本会の会計を監査し、理事会及び総会に報告する。

(顧問)

第12条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第13条 本会に総会を置く。

2 総会は、第15条第4項各号並びに第16条第4項各号に規定する事項を除き、本会の組織、運営、管理その他本会に関する一切の事項について議決することができる。

3 総会は、会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。

4 総会は、定時総会と臨時総会とする。定時総会は事業年度の開始の日から4月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて随時招集する。

5 総会は、概ね次の事項を審議、議決する。

一 会則の改正

二 役員、会計監事の選任、解任

三 財産の減少

四 決算、事業実績

五 その他議事の審議

6 前項第四号の事項が第11条に規定する監査を受け適正である場合は、会長は同項の規定にかかわらず総会に報告するものとする。

7 議決は、第5項第一号については会員の出席者の三分の二以上、第二号から第五号については会員の出席者の過半数をもって行う。

8 前項の議決は、書面により行うことができる。

(総会以外の機関等)

第14条 前条に規定する総会のほか、本会に次の機関等を置く。

一 理事会

二 常任理事会

三 本部運営委員会

四 事務局

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、支部長、理事及び事務局長をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。

3 理事会は、定時理事会と臨時理事会とし、定時理事会は年2回、臨時理事会は必要に応じて随時招集する。

4 理事会は、概ね次の事業の執行に関する事項を審議、議決する。

一 総会の招集

二 役員、会計監事候補者の選定

三 予算、事業計画

四 決算、事業実績

五 その他事業執行等に関すること

- 5 議決は、理事会を構成する役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 前項の議決は、書面により行うことができる。
- 7 第4項の規定にかかわらず、第13条第5項第三号から第五号に規定する事項について、総会の議決を得ることができない緊急を要する場合は、理事会が総会に代わることができる。この場合、理事会は、直近に開催される総会にその結果を報告し承認を得るものとする。

(常任理事会)

- 第16条 常任理事会は、会長、副会長、支部長及び事務局長をもって構成する。
- 2 常任理事会は、会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 常任理事会は、定時常任理事会と臨時常任理事会とし、定時常任理事会は年3回、臨時常任理事会は必要に応じて随時招集する。
 - 4 常任理事会は、概ね次の重要事項について審議、議決する。
 - 一 本会の組織体制、関係規程の整備
 - 二 委員会の設置
 - 三 事業執行の方針
 - 四 事業実績の評価
 - 5 その他重要事項等に関すること
 - 5 議決は、常任委員会を構成する役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 6 前項の議決は、書面により行うことができる。
 - 7 会計監事は、会長の要請に応じ、常任理事会に出席して意見を述べることができる。

(会議の招集)

- 第17条 第13条第3項、第15条第2項及び第16条第2項にそれぞれ規定する総会、理事会及び常任理事会の招集の通知は、書面により行う。

(議事録)

- 第18条 総会、理事会及び常任理事会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長及び副会長並びに総会及び理事会にあっては会計監事がこれに記名捺印する。
- 2 前項の議事録は10年間保存する。

(本部運営委員会)

- 第19条 本部運営委員会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。
- 2 本部運営委員会は、会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 本部運営委員会は、本会事業の執行及び運営の管理に併せ、総会、理事会及び常任理事会に関する事務の管理に当たる。

(事務局)

- 第20条 本会の事業を執行するため事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び職員をもって構成する。
- 3 事務局は、総会、理事会、常任理事会及び委員会に関する事務を併せて処理する。

(委員会の設置)

- 第21条 本会の諸課題等を検討するため、必要に応じ、常任理事会の議決により、委員会を置くことができる。
- 2 委員会は、委員長及び委員で構成し、会長が委嘱する。
 - 3 委員長は、会長の要請に応じ、理事会、常任理事会等に出席し意見を述べることができる。
 - 4 委員会の運営等に必要な事項は、委員会が別に定める。

(報酬等)

- 第22条 役員、会計監事及び顧問並びに委員会の委員長及び委員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、本部運営委員会において別に定める総額の範囲内で、当該本部運営委員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員、会計監事及び顧問並びに委員会の委員長及び委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、本部運営委員会において別に定める。

(会計)

- 第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 各会計年度における経費は、その年度の入会金、会費、寄付金、その他の収入をもって充て、これを支弁する。
 - 3 本会の会計を分けて一般会計及び特別会計とする。
 - 4 特別会計は、特定の収入を以て特定の支出に充て、一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合に限り設置する。

(表彰)

- 第24条 次の各号の一に該当する会員に対し、理事会の議決により、総会において、これを表彰し、または感謝状を贈呈することができる。
- 一 本会活動に多大の貢献をした者
 - 二 文化・スポーツ・研究などを通じて第2条に規定する目的の達成と本会の名声を高めることに貢献した者

(補則)

- 第25条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、常任理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和34年10月18日から施行する。

附 則

この会則は、昭和51年7月21日から施行する。

附 則

この会則は、昭和54年3月23日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年1月9日から施行する。

附 則

この会則は、昭和58年12月7日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年2月23日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年10月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年12月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年6月22日から施行する。

附 則

1. 会費は次の通りとする。

① 入会金20,000円 ② 通常会員年額2,000円

2. この会則は、平成17年6月11日に改定し同日より施行する。

3. 平成18年4月1日から発足する「全学同窓会」に加入する。

附 則

1. 会費は次の通りとする。

① 入会金20,000円 ② 通常会員年額2,000円

2. この会則は、平成26年7月5日に改定し、同日より施行する。

附 則

1. 会費は次の通りとする。

① 入会金20,000円 ② 通常会員年額2,000円

2. この会則は、令和4年7月2日に改定し、同日より施行する。

附 則

1. 入会金の額を25,000円に改める。

2. 入会金の額は令和7年7月5日に改定し、令和8年度入会金より適用する。

附 則

1 この会則は、令和8年7月4日から施行する。ただし、第7条第1項第三号中「40名以上50名以下」、第8条及び第15条第5項の規定は、令和10年度総会の招集の日から適用する。

2 第5条の規定により理事会で決定された入会金及び会費の額は、別表1のとおり。

3 第6条の規定により設置された支部は、別表2のとおりとする。

4 第21条第1項の規定に基づき設置された委員会は、別表3のとおり。

別表 1

入会金	会 費
5 0 0 円(昭和 3 4 年会則)	2 5 0 円(同左)
2, 0 0 0 円(昭和 5 1 年附則(註))	5 0 0 円(同左)
5, 0 0 0 円(昭和 5 7 年附則(註))	5 0 0 円(同左)
1 0, 0 0 0 円(昭和 5 8 年附則(註))	2, 0 0 0 円(同左)
2 0, 0 0 0 円(昭和 6 1 年会則)	
2 5, 0 0 0 円(令和 7 年附則)	

別表 2

首都圏支部	長岡圏域支部
東北支部	会津支部
山形県支部	秋田県支部
長野県支部	群馬県支部
福島県中央支部	栃木県支部
新潟中央支部	

別表 3

会則・規定等検討委員会
特別会計活用検討委